

「創業期の企業におけるインターンシップの活用」について

現状

- ・新卒と企業双方で、相手方の情報が不足、ミスマッチが起きている。在職期間3年未満離職率は31.0%に上る。(H25、H22学卒者)
 - ・特に新卒では情報不足から大企業に志望者が集中し、創業期の企業の人材確保が難しい。
 - ・創業期の企業にとってはインターンシップを活用した採用活動が特に有効であると考えられるが、インターンシップと採用活動には下記のとおり期間の制限がある。
- (申し合わせ「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成9年9月18日、平成26年4月8日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省))

省庁の意見

(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

- ・総理大臣及び関係大臣の経済界に対する要請に基づき、国全体で採用活動日程の後ろ倒しの取り組みがこれから行われようとしており、これについて現段階では再検討の予定はない。
- ・ただ、平成27年度以降関係省庁と共に検証を行い、その結果必要に応じ、今回提案のあったインターンシップで取得した学生情報の取扱等について検討を行うことはあり得る。

福岡市の要望

- ・福岡市が認定する創業10年以内のベンチャー企業に限り「学生情報を広報活動・採用 選考活動に使用する期間の制限」を撤廃し、4年生の8月以前であっても学生情報を採用活動に利用できないか。
- ・創業期の企業には人材確保は難しく、さらに、昨今は人手不足が叫ばれている。創業を後押しする効果が見込まれ、及び学生にとっても利益になることから、27年度以降でなく、26年度内からの試行とできないか。

考えられる論点



学業専念の阻害にならないだろうか。

福岡市が当該インターンシップを行う起業を認定し、個別の状況を把握して必要な措置(※)を講じます。
(※インターンシップの中止を要請するなど)

ベンチャー企業でのインターンシップでは、あらゆる部門を体験することとなり、日頃の学業へのフィードバックが得られやすく、また内定後の学業専念へのインセンティブがむしろ強まるなどの効果があり、ご指摘には当たらないと考えます。

留学敬遠につながるのではないだろうか。

インターンシップでの実践を通じて、海外事情にも触れることから、留学への動機づけが却って強まるものであり、ご指摘には当たらないと考えます。



	広報解禁 3年生3月	採用活動解禁 4年生8月
例1	<p>3年生3月以前に始めたインターンシップでの学生情報を広報・採用活動に使用してはならない。</p>	
例2		<p>4年生8月以前に始めたインターンシップでの学生情報を採用活動に使用してはならない。</p>
例3	<p>4年生8月以降に始めたインターンシップでの学生情報を広報活動・採用活動に使用できるが、就職活動期にインターンシップを行うことはあまり現実的ではない。</p>	